

# 新型コロナウイルス感染拡大を理由とした 利用の取消及び予約の変更について

これまでは、新型コロナウイルス感染拡大を理由とした利用取消については、使用料を全額返金しておりましたが、令和4年4月1日以降の利用取消申請については、新型コロナウイルス感染拡大を理由とした利用取消についても、通常のキャンセル規定と同様に、利用日の7日前（施設休館日を除く）までであれば、半額返金となります。

また、予約の変更についても、これまでは、新型コロナウイルス感染拡大を理由とした変更に関し、複数回の変更を可能としておりましたが、令和4年4月1日以降の予約変更申請については、新型コロナウイルス感染拡大を理由とした変更についても、通常の変更規定と同様に、1回までとなります。

	令和4年3月31日までの申請 ※	令和4年4月1日以降の申請 ※
新型コロナウイルス感染拡大を理由とした <b>利用の取消</b>	利用日前日までの申請であれば全額返金	利用日の7日前（施設休館日を除く）までであれば半額返金
新型コロナウイルス感染拡大を理由とした <b>予約の変更</b>	複数回の変更が可能	1回のみ可能

※基準は、利用日ではなく申請日になります。